

令和4～6年度
一般競争入札（指名競争入札）
参加資格審査申請書提出要領

申請対象者

山鹿市域以外に本社又は営業所を置き、山鹿市と以下の契約を希望する業者

- (1) 建設工事及び工事関連（コンサルタント等）委託
- (2) 物品購入、役務、賃貸借契約等

受付期間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月29日（金）まで

熊本県山鹿市

【問い合わせ先】

山鹿市役所 防災監理課 監理契約係

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3

TEL 0968-43-1113

1 申請の対象者

山鹿市域以外に本社又は営業所を置き、山鹿市と以下の契約を希望する業者

- (1) 建設工事及び工事関連（コンサルタント等）委託（以下「工事等」という。）
- (2) 物品購入、役務、賃貸借契約等（以下「物品等」という。）

※ 山鹿市内の工事等及び物品等業者の審査申請期間は、

令和4年1月11日から令和4年2月10日（予定）です。

※ 以下に該当する者は申請できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び申請の前1年間に同条第2項各号のいずれかに該当する事実のあった者
- ② 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日において、引き続き1年以上その事業を営んでいない者
- ③ 国税又は地方税及び国民健康保険税の未納がある者
- ④ 営業に関し、許可、認可等を要する場合にあっては、これらを得ていない者
- ⑤ 資格審査の申請書及びその添付書類に、虚偽の事実を記載した者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6条に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者
- ⑦ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者

※ 山鹿市と随意契約を締結する業者につきましても本申請が必要になります。

2 申請の受付期間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月29日（金）まで

※ 物品等に係る一般競争入札（指名競争入札）の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の随時審査申請は、令和4年3月1日（予定）以降受付を開始します。

3 申請の方法

インターネット専用サイト

(インターネットによる申請ができない場合は、表紙記載のお問い合わせ先までご連絡ください。)

申請手順

- ① 申請サイト利用マニュアル(以下「利用マニュアル」という。)を熟読のうえ、電子申請をするために必要な利用環境を事前にご準備ください。
外部リンクには、概要及び操作手順動画(YouTube)も用意していますので、ご利用ください。
- ② 初めてシステムを利用される方は、利用マニュアルの手順に従い、申請サイトから利用者登録の手続きを行ってください。
- ③ 「申請書(Excelファイル)」をダウンロードし、必要事項を事前に入力してください。
(参考:申請書記入例)
- ④ 「申請書(Excelファイル)」及び「提出書類」の中で、該当するものをご準備いただき、申請書はExcelファイル、提出書類はすべてPDFファイルにしてください。
※ 指定以外の形式は電子申請からアップロードできません。
※ 提出書類の中には、申請書に記載した内容を証明するための添付書類があり、法人・個人、市内・市外で必要な書類の内容が一部異なりますのでご注意ください。
- ⑤ 受付期間中に申請サイトへ申請書(Excelファイル)及び提出書類(PDFファイル)を登録してください。
※ 登録されるファイルの容量上限は1ファイルにつき、30メガバイトです

4 提出書類

【共通】

①商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）又は身分（身元）証明書 法人の場合＝商業登記簿謄本（現在事項全部証明書） 個人の場合＝身分（身元）証明書	
②印鑑登録証明書	
③使用印鑑届（別添1）	
④国税納税証明書－本社分 ⑤県税納税証明書－本社分 ⑥市町村税納税証明書－本社分 ⑦県税納税証明書－委任先分 ※支店、営業所等に権限を委任する場合 ⑧市町村税納税証明書－委任先分 ※支店、営業所等に権限を委任する場合	直前1年間における国税及び地方税（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書又は未納がないことの証明書 （ただし、納付すべき租税が更正債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額 について係争中であることを示す書類が必要です。） （国税の場合） 個人の場合：国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第9号書式その3又はその3の2 法人の場合：国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第9号書式その3又はその3の3
⑨委任状（別添2）※支店、営業所等に権限を委任する場合	
⑩暴力団等に該当しないことの誓約書（別添3）	

【建設工事】

①建設業許可証明書の写し ※通知でも可
②経営事項審査結果通知書の写し
③役員及び株主（出資者）調書（別添4）
④工事経歴書（任意様式）※直近の経営事項審査申請時に提出したもの（工種ごとに作成）
⑤技術職員名簿（任意様式）※直近の経営事項審査申請時に提出したもの

【測量・コンサル】

①測量・設計・コンサル登録証、証明書等の写し ※現在有効で最新のもの
②役員及び株主（出資者）調書（別添４）
③測量等実績調書（任意様式）※業種区分ごとに作成
④技術者経歴書（任意様式）

【物品等】

①営業に関し、許可、認可等を必要とする場合にあっては、これらを得たことを証する書類の写し ※ない場合は不要
②販売代理(特約)店証明書又はその写し ※ない場合は不要

(提出書類に関する注意事項)

- (1) 提出書類は、山鹿市情報公開条例（平成17年山鹿市条例第10号）に基づく開示請求の対象となります。
- (2) 提出書類は、入札参加資格の審査に使用するほか、契約後の業務監督等に使用するため、本市の関係部署へ提供します。
- (3) 提出書類のうち官公署が発行する証明書類の写しについては、提出書類等提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- (4) 提出書類のうち添付することが困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができます。
- (5) 提出された書類について審査を行い、内容等に不備がある場合、再提出を求めることがございます。不備が是正されない場合は入札参加資格の認定できませんのでご了承ください。
- (6) 申請の内容（会社形態、業種及び住所、代表者等）の変更又は追加がある場合は、速やかに別に定める変更届を提出してください。

5 入札参加資格について

(1) 有効期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日（3年間）

(2) 審査結果の通知

提出書類を審査のうえ、審査結果を申請者にメール又は郵送いたします。